

# 仕様書

## 1. 件 名

ゾルゲンスマ点滴静注の購入（単価契約）

## 2. 構 成

剤 形	注射剤（静注用溶液）
規制区分	再生医療等製品（ウイルスベクター製品）
単 位	1セット
一 般 名	オナセムノゲン アベパルボベク
販売会社	ノバルティス ファーマ株式会社

## 3. 納品、その他

- （1）入札者は、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下、「病院」という。）の発注する医薬品について、その都度病院の指定する期日までに指定する場所に納入するものとする。
- （2）病院は、医薬品が納入されたときは、入札者の立会いのもとにその数量、品質及び規格を確認の上引渡しを受けるものとする。
- （3）引渡し以前に生じた医薬品の亡失、毀損による損害等はすべて入札者の負担とする。
- （4）入札者は病院の検収を受け、医薬品を引渡した後、その代金を病院に請求するものとし、病院は、入札者の請求書を受理した月の翌月末日までにその代金を支払うものとする。
- （5）契約期間内において、薬価改定等により契約単価が適当でないと認められるときは、病院と入札者協議の上、契約単価を改定することができるものとする。
- （6）入札者は、医薬品を病院の指定する期限までに納入しないとき、または前項に基づく違約金を病院の指定する期間内に支払わないときは、病院に対し、遅延日数につき年6%の割合で計算した額の遅延損害金を支払わなければならない。
- （7）入札者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合、または入札者がこの契約を履行する見込がないと病院が認めた場合、病院は何らの催告をせずにこの契約を解除することができる。
- （8）契約解除に伴い病院に損害が生じたときは、入札者は損害賠償の責を負う。なお、契約解除により入札者に生じた損害については、病院はその責を負わない。また、この契約解除の場合において、一部履行済みのものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、病院の都合により納入済みの現品を還付することがあっても、入札者はこれに対し異議を申し出ることにはできない。
- （9）前項により、入札者が違約金を支払うべきときも、病院は別途本件の損害賠償を請求できるものとする。
- （10）病院に医薬品を引渡した後、その医薬品に隠れた瑕疵または指定に適合しないものが発見されたときは、入札者は無償でこれを交換、または補修するものとする。
- （11）この仕様に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度病院・入札者が協議して決めるものとする。